

記入例

婚姻届

令和〇年〇月〇日届出
(届出先)
群馬県前橋市長

婚姻によって住所や世帯主が変わる方は、別に住民異動届の提出が必要です。
婚姻届と同時に住民異動届を出すときの住所および世帯主欄は、変更後のものを書いてください。
(なお、同時に手続きができるのは開庁時間内のみです)

夫・妻を除く成年者2人の証人が必要です。
一つでも空欄があると受付ができません。
記入漏れがないようにしてください。

届を実際に提出した年月日を記入してください。

本籍地にはアパート等の名称や部屋番号は入りません。

婚姻後にどちらの氏を称するか選択し☑をつけてください。

国勢調査が行われる年(直近では令和7年)のみ記入してください。

(1)	氏名	夫になる人 あかぎ 〇〇 氏 赤城 〇〇		妻になる人 はるな 〇〇 氏 榛名 〇〇	
	生年月日	☐昭和 ☐平成 〇〇年〇月〇日		☐昭和 ☐平成 〇〇年〇月〇日	
(2)	住所	群馬県前橋市〇〇町 〇番地 〇号		群馬県前橋市〇〇町〇丁目 〇番地 〇号	
	〔住所登録をしているところ〕	アパート等の名称 世帯主の氏名 青空ソレイユ 〇号 〇〇 〇〇		アパート等の名称 世帯主の氏名 〇〇 〇〇	
(3)	本籍	群馬県前橋市〇〇町 〇番地 〇号		群馬県前橋市〇〇町〇丁目 〇番地 〇号	
	〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕	筆頭者の氏名 〇〇 〇〇		筆頭者の氏名 〇〇 〇〇	
	父母及び養父母の氏名	父 〇〇 〇〇	続き柄 二男	父 〇〇 〇〇	続き柄 長女
	父母との続き柄	母 〇〇 〇〇		母 〇〇 〇〇	
	〔右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください〕	養父 〇〇 〇〇	続き柄 養子	養父 〇〇 〇〇	続き柄 養女
		養母 〇〇 〇〇		養母 〇〇 〇〇	
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☐夫の氏 ☐妻の氏 新本籍(左の☑の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 群馬県前橋市〇〇町〇丁目〇番地			
(5)	同居を始めたとき	令和〇年〇月 〔結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください〕			
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 ☐死別 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 年 月 日 ☐初婚 再婚 ☑死別 ☑平成 ☑令和 30年 3月 21日 ☐死別 ☐平成 ☐令和			
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	☐夫 ☐妻 ☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐夫 ☐妻 ☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐夫 ☑妻 ☑3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐夫 ☐妻 ☑4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐夫 ☐妻 ☑5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐夫 ☐妻 ☑6. 仕事をしている者のいない世帯			
	夫妻の職業	(国政調査の年……令和 年4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業			
(8)	その他				
	届出人署名(※押印は任意)	夫 赤城 〇〇 印		妻 榛名 〇〇 印	
	事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日 居間の連絡先 夫 090 (XXX)XXXX 妻 090 (XXX)XXXX			

「番」と「番地」のどちらの表示かわかるように丸で囲むか、取り消し線を引いてください。

夫婦ともに戸籍の筆頭者ではない場合は夫婦で新しい本籍地を決めてください。

新しい戸籍が作られる場合、夫婦の氏の内しをつけた方が戸籍の筆頭者になります。☑にするしをつけた方が、すでに戸籍の筆頭者の場合、新本籍は記入しないでください。

住居表示が行われた地域の住所を新本籍と定める場合は「〇〇丁目〇〇番」または「〇〇番地〇」までです。

持参するもの

- ・本人確認資料(免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ・マイナンバーカード(氏の変わる方の住所が前橋市内にあり、開庁時間内に届出する場合)

外国人との婚姻

必要な書類は、国や婚姻前の状況等によって異なります。
確実な届出のため、詳しくは戸籍係までお問い合わせください。

必ず日中に連絡が取れる番号を記入してください。

問合せ先

前橋市役所市民課戸籍係

電話 027-224-1111(内線 3103・3104・3105)

直通 027-898-6103

問合せ時間

平日 8:30～17:15